

市場競争が限定的なおそれがある場合の対応について (制度検討作業部会を受けて)

2019年9月30日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

※本検討会は、資源エネルギー庁と電力広域的運営推進機関の共同事務局により開催している。

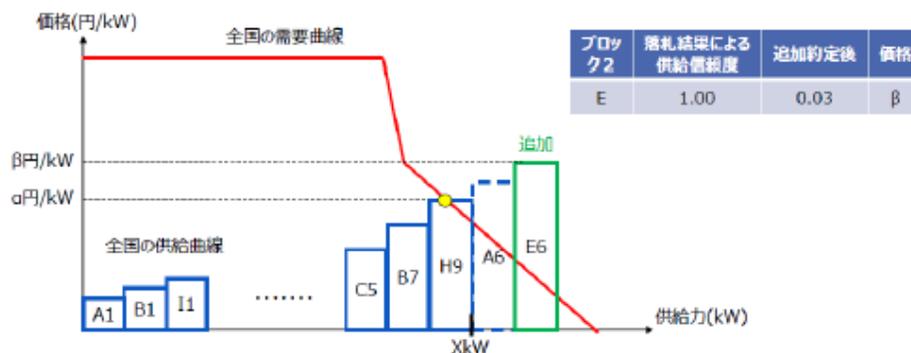
1. 市場競争が限定的なおそれがある場合の対応について
2. 第34回 制度検討作業部会における主なご意見
3. 事業者からのご意見について
4. まとめ

1. 市場競争が限定的なおそれがある場合の対応について (第34回 制度検討作業部会を受けて)

- 第34回制度検討作業部会において、市場競争が限定的なおそれがあるエリアでの約定価格の決定方法について議論が行われた。
- 市場競争が限定的なおそれがあると判断する条件の一つとして、当該エリアと隣接エリアプライスの差を用いることとし、その基準値（X倍）については、隣接エリアのエリアプライスの1.5倍を超えた場合としてはどうかと事務局提案がなされた。
- また、制度検討作業部会の議論において、基準値（X倍）については事業者の意見も確認した上で調整するべきという意見が出た。
- なお、本検討会や他の関連審議会の事業者委員のご意見を事前に確認しており、制度検討作業部会の議論と共に紹介する。
- ついては、今回、本検討会において、この基準値（X倍）について、事業者委員のご意見を確認させていただき、制度検討作業部会における審議に資するよう整理させていただきたい。

市場競争が限定的なエリアについて

- 容量市場については、全国単一市場のシングルプライスオークションにて実施することとしている。
- 全国単一市場として、全国大で供給信頼度を満たすように容量を確保するが、連系線制約を考慮すると、各エリアの供給信頼度が確保できないことがあり、その場合には、市場分断する。
- 市場分断したエリアは、供給信頼度を満たすまでそのエリアの応札価格の安い順に約定し、約定した電源のうち一番高い応札価格を約定価格としている。
- 他方、市場競争が限定的となっているおそれがあるエリアにおいては、適正な価格で入札されなかったり、全体の支払額が増加する可能性も考えられる。具体的には、当該エリアにおける供給力の量によっては、コストが非常に高い電源も含めほぼすべての電源が約定する可能性が考えられる。その場合、エリアプライスについてもコストが非常に高い電源に連動して高くなる。その対応として、こうした際の約定方法について整理が必要であると考えられる。



第15回容量市場の在り方等
に関する検討会資料より抜粋

市場競争が限定的なエリアでの約定価格の決定方法

- 市場が分断した場合、供給力確保の観点からそのエリアのエリアプライスの上昇を許容することで電源設置インセンティブを付与することが重要。一方で、エリアプライスが過度に高くなった場合には、当該エリアの小売事業者の負担が増加することになるため、電源設置インセンティブの付与と小売事業者の負担のバランスに配慮することが必要。
- このため、例えば、分断処理の結果、入札された電源が全て落札されたエリア、または落札しなかった電源を応札した事業者が1者の独占状態となっているエリア、といった市場競争が限定的となっているおそれがあるエリアでは、以下のとおり約定価格を決定することとしてはどうか。
 - ① 市場分断が発生した後に供給信頼度基準を満たすまで追加で供給力を確保する。
 - ② 当該エリアのエリアプライスは、約定した電源のうち当該エリアの最も高い応札価格とする。ただし、隣接エリアのエリアプライスのX倍を超えた場合、隣接エリアのエリアプライスのX倍を当該エリアのエリアプライスとする。
 - ③ 応札価格が当該エリアのエリアプライスを下回る電源については、当該エリアのエリアプライスを約定価格とする。
 - ④ 応札価格が当該エリアのエリアプライスを上回る電源については、応札価格を約定価格とする。
- ②のエリアプライスの上限となる“X倍”については、“隣接エリアのエリアプライスの1.5倍”としてはどうか*。
- 約定価格近傍の応札（③の約定価格周辺、④で約定したすべての応札）を監視の対象とし、コストベースで入札していることを確認することで、入札価格の適正性を確認する。
- なお、上記の方法で分断を実施した場合において、電源設置インセンティブが不十分、過度な小売事業者負担が発生するなどの事情が判明した場合には、エリアプライスの上限を決めるX倍の数値も含め、次のオークションまでに別途対応を検討する。

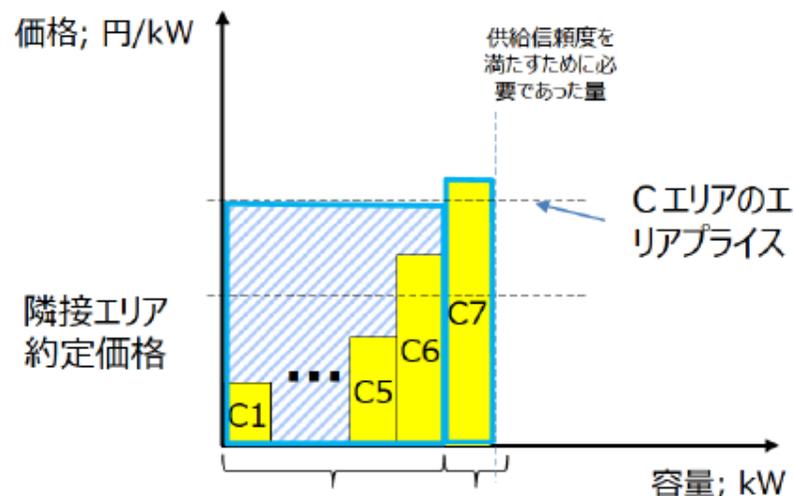
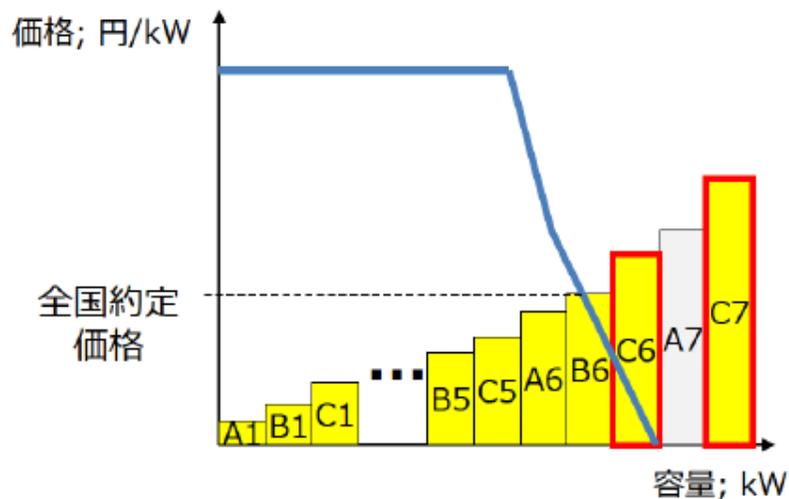
※ 容量市場における上限価格について議論されている内容（第16回 容量市場の在り方等に関する検討会@広域機関）を踏まえたもの。容量市場の入札においては、もっとも限界費用が高いと考えられる緊急設置電源のコストが上限価格になるのではないかとコメントがあった。この際、上限価格を指標価格の1.5倍とすると、緊急設置電源にかかるコストの回収も可能と考えられるとのコメントがあった。なお、②のX倍が高まるほど、電源設置インセンティブが高まるものの、小売事業者負担が重くなることに留意する必要がある。また、基準とするプライスは、隣接エリアだけでなく、全国約定価格とする考え方もある。

市場競争が限定的なエリアでの約定方法のイメージ

全国市場で約定処理を実施。
約定処理の結果、Cエリアが分断。



追加調達したCエリアのエリアプライスは、隣接エリア
のエリアプライスのX倍を上限として算定。
算定したエリアプライスを超えた応札価格で約定した
電源は、応札価格を約定価格とする。



応札価格 ≤ Cエリアのエリアプライス
約定価格 = Cエリアのエリアプライス
(シングルプライス)

応札価格 > Cエリアのエリアプライス
約定価格 = 応札価格
(マルチプライス)

- 第34回制度検討作業部会において、X倍の事務局提案に対して各委員、オブザーバーよりご意見をいただいているところ。
- いただいた主なご意見（抜粋）は以下のとおり。

- X倍の1.5という数字については、決めなければいけないので、後で検証いただければと思う。（委員）
- Xを1.5倍とするのがいかは、理論的にかっちりした理由があるわけではなく、1.6倍だとだめとか1.4倍だとだめとかというそういうことではない。この数字について、本日特段の異論が出てなかったとすれば、すなわち1.5倍がある程度いい数値だとすれば、事業者の意見を聞きつつ、もっともな理屈がある意見がある場合は、柔軟に微修正していくことでどうか。（委員）
- 今回の1.5倍の提案は、今後、実際に市場が開始した後に、隣接するエリアプライスの水準に依存する部分がある。隣接するエリアプライスの水準次第で新設インセンティブや国民負担の増加、市場支配力の考え方も変わり得るため、今後、実際に容量市場が開始した後においてその点を注意してほしい。（委員）
- X倍の数値は、事業者を含めて、事務局案に関して意見をいただいているかどうか。（委員）
- X倍が1.0になるということも考えられるのではないか。（オブザーバー）
- X倍の適正值として、1.5がいいかどうかは、妥当性のある意見を持っていないが、少なくとも速やかに見直しができる方法でもって導入を検討いただくことは必要である。（オブザーバー）

3. 事業者からのご意見について

(本検討会の事業者委員、及び他関連審議会の事業者委員より事前にいただいたご意見)

【小売電気事業者】

- 市場の監視を行う前提で容量市場を開始するとしており、この基準には確たる根拠は必要なく、いったん1.5倍と置いてスタートすることに特に違和感はない。
- 先ずは上限を1.5倍と定め、他の制度設計と同様に、結果を検証しつつ、必要に応じて見直していけばよいのではないか。例えば、北海道-東北間のスポット価格の値差は過去3年間は1.3～1.5倍程度であり、1.5倍に違和感はないと思う。
- 既存相対契約の円滑な見直しの観点からは、エリア内の小売の支払いと発電の受取りの価格水準がなるべく同等となることが望ましい。かかる観点からは、分断エリア内がマルチプライスになりやすくなる1.0倍は望ましくないとする。
- 小売として、対象となったエリアから撤退とならないよう負担軽減のご配慮をお願いしたい。他方、電源投資のインセンティブを設けることにも一定の合理性がある。系統制約など電源投資の阻害要因も見ながら進めてほしい。
- 仮に1.0倍以上の数字を使うのであれば、容量市場のエリア分断の価格シグナルにより電源投資を促すだけでなく、連系線の増強のシグナルとしても活用してほしい。

【発電事業者、DR事業者】

- 制度の主旨として、供給力が減少しているエリアに対して投資インセンティブ性が必要。そう考えた場合に1.0倍はないのではないか。
- 根拠としてそのまま当てはまるものではないが、調整力公募では、電源 I -aの最高価格と平均価格の関係は1.5倍に近い数値となっている。
- Net CONEを指標として上限価格を1.5倍としており、1.5は一定の考えではないか。検証しながら進めてはどうか。

- 事前に事業者から意見を確認させていただいたところ、容量市場の初回オークションでは、「X倍」は制度検討作業部会で提案された「1.5倍としてスタートし、オークション結果を検証しながら見直しを行う」が良いのではないか、との意見を多くいただいた。
- 事業者意見を踏まえ、「X倍」をどうすべきかについて本日も議論いただきたい。
- また、事業者意見、今回の議論内容については、制度検討作業部会に報告することとする。